

サービス名称	型 名
AZCLOUD SaaS Discussion 基本サービス (20ID)	CLAZSAS042MM
AZCLOUD SaaS Discussion プレミアムサービス (20ID)	CLAZSAS049MM
AZCLOUD SaaS Discussion 追加10ID (最大500)	CLAZSAS043MM
AZCLOUD SaaS Discussion 追加ディスク (1GB)	CLAZSAS044MM
AZCLOUD SaaS Discussion アクセスログ集計	CLAZSAS045MM
AZCLOUD SaaS Discussion デザイン拡張	CLAZSAS047MM
AZCLOUD SaaS Discussion ファイル横断PDF全文検索	CLAZSAS048MM
AZCLOUD SaaS Discussion 会議進行	CLAZSAS050MM

1. サービスの実施

乙は甲に対し、第4項記載のサービス（以下「本サービス」という）を実施します。

2. サービスの構成

本サービスは、以下の各号の商品により構成されます。

(1) 基本サービス

a. 「AZCLOUD SaaS Discussion 基本サービス (20ID)」(以下「基本サービス」という)

(2) プレミアムサービス

a. 「AZCLOUD SaaS Discussion プレミアムサービス (20ID)」(以下「プレミアムサービス」という)

(3) オプションサービス

以下のサービスは、基本サービスまたはプレミアムサービスの実施を前提とするオプションサービスであり、基本サービスまたはプレミアムサービスが終了した場合は同時に終了するものとします。

a. 「AZCLOUD SaaS Discussion 追加10ID (最大500)」(以下「追加10IDオプション」という)

b. 「AZCLOUD SaaS Discussion 追加ディスク (1GB)」(以下「追加ディスク1GBオプション」という)

c. 「AZCLOUD SaaS Discussion アクセスログ集計」(以下「アクセスログ集計オプション」という)

d. 「AZCLOUD SaaS Discussion デザイン拡張」(以下「デザイン拡張オプション」という)

e. 「AZCLOUD SaaS Discussion ファイル横断PDF全文検索」(以下「ファイル横断PDF全文検索オプション」という)

f. 「AZCLOUD SaaS Discussion 会議進行」(以下「会議進行オプション」という)

3. サービス実施の前提条件

(1) 本サービスにおいて乙が提供する機能（以下「提供機能」という）は、別途乙が提示する「AZCLOUD SaaS Discussion 操作マニュアル」(以下「機能説明書」という)にて定めるものとします。甲は、当該機能説明書の内容をあらかじめ確認するものとします。また、甲は、本サービスの実施期間中に機能説明書の内容が変更される場合があること、および、変更後の機能説明書の内容が提供機能となることを了承するものとします。

(2) 甲は、本サービスを利用する前提として、乙が別途提示する推奨環境（ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク等を含むがこれに限られないものとし、以下「甲サービス環境」という）を甲の責任と費用負担で準備したうえで、乙が本サービスを提供するサービス環境（ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク等を含むがこれに限られないものとし、以下「乙サービス環境」という）と接続するものとします。なお、推奨環境以外の状態で利用した場合に発生する不具合については、乙はその責を負わないものとします。

(3) 甲は、甲の運用窓口（以下「甲運用窓口」という）を選定し、乙の指定書式に必要事項を記載のうえ乙に通知するものとします。

(4) 乙は、本サービスを提供する前提として、乙は自らの判断および費用において乙サービス環境を準備します。甲へのサービス提供は、乙サービス環境の性能範囲内で行われるものとし、乙は性能・操作性および機能に関し改善の義務は負わないものとします。

(5) 機能説明書にオープンソースソフトウェアまたは第三者が提供するソフトウェアに関する利用条件等について記載があるときには、甲は、本サービスの利用にあたり当該利用条件等を遵守するものとします。

(6) 甲は、本サービスの利用にあたり、乙が別途交付または配布するソフトウェア（以下「乙ソフトウェア」という）を使用することを乙から指定されたときには、甲の責任と費用負担にて、乙ソフトウェアを甲端末環境にインストールするものとします。なお、甲は、乙ソフトウェアに関して別途乙が交付するが、乙ソフトウェアのインストール時に表示される使用許諾条件を遵守するとともに、乙ソフトウェアを使用する者に遵守させるものとします。

(7) 甲は、本サービスの利用にあたり、第三者の運営するアプリケーション配信プラットフォーム（Google Inc. およびその関係会社が運営するGoogle Play、ならびにApple Inc. およびその関係会社が運営するApp Storeを含み、これに限られない。以下「アプリストア」という）からアプリケーションソフトウェア（以下「乙アプリケーション」という）をダウンロードして甲端末環境にインストールすることを乙から指定されたときには、甲の責任と費用負担にて、アプリストアから乙アプリケーションをダウンロードして甲端末環境にインストールするものとします。なお、甲は、乙アプリケーションのインストール時に表示される使用許諾条件を遵守するとともに、乙アプリケーションを使用する利用者に遵守させるものとします。

4. サービスの内容

(1) 基本サービス

乙は、甲の利用者（甲運用窓口を含み、以下「甲利用者」という）が、甲利用者に対して発行されたID（以下「甲利用者ID」という）およびパスワードを使用してインターネット経由で甲専用利用環境に接続することにより、ユーザ数20ID、データ容量1GBおよび、以下の機能を継続的に利用できる環境を提供します。

- コンテンツ配信機能
- ファイル検索機能
- コンテンツ管理機能
- ページ同期機能
- Zoom連携機能
- ホワイトボード機能

(2) プレミアムサービス

乙は、基本サービスにおいて提供されるサービスの内容に加え、コンテンツの所有権設定、ホワイトリスト、IPアクセス制限などセキュリティを強化する追加機能を提供します。

(3) 追加10IDオプション

乙は、基本サービスまたはプレミアムサービスにおいて提供される利用者ID数に10ID追加します。

(4) 追加ディスク1GBオプション

乙は、基本サービスまたはプレミアムサービスにおいて提供されるデータ容量に1GB追加します。

(5) アクセスログ集計オプション

乙は、タブレット端末におけるコンテンツ閲覧状況をサーバにて集計、グラフ形式で確認することができる機能を提供します。

(6) デザイン拡張オプション

乙は、iPad端末向けの画面デザインを拡張し、ファイルのスライドショーをサポートする機能を提供します。

(7) ファイル横断PDF全文検索オプション

乙は、全てのPDFコンテンツを検索し、指定したキーワードを含む文書を抽出する機能を提供します。

(8) 会議進行オプション

乙は、事務局として設定された甲利用者にて発表者の切り替えや発表資料をコントロールし会議進行を支援する機能を提供します。

5. サービスの提供時間帯

(1) 本サービスの提供時間帯は、24時間365日としますが、メンテナンス等の都合により、日本時間の平日17時から翌9時までの間、土日祝祭日、乙の休業日に一時的に停止することがあります。

(2) 乙が計画的に乙サービス環境を停止または保守する場合、乙は実施日の30日前までに、本サービスのAZCLOUDサポートサイト上にその旨を掲載するものとし、そのことにより甲に通知したものとみなします。

(3) 緊急に乙サービス環境を停止する必要が生じた場合、乙は本サービスの提供の一部又は全部を甲に事前の通知なく、乙自らの判断で停止できるものとし、乙はこれに対し何ら責を負わないものとします。

(4) 本サービスの利用制限は、乙の事情により変更する場合があります。その場合は、別途乙が定める方法により、変更の通知をするものとします。

6. サービスに関する問い合わせ

(1) 乙は、本サービスの実施期間中、甲からの本サービスに関するトラブル問合せおよび操作QA等を、甲運用窓口を窓口として、基本サービスまたはプレミアムサービス開始時に乙が通知するサポートデスク（以下「サポートデスク」という）にて電話で受け付けるものとします。

(2) 本サービスにおけるサポートデスクの受付時間帯は、日本時間の平日の9時から17時(土日祝祭日および乙の休業日は除く)とします。

7. 甲の協力義務

甲は本サービスの実施期間中、自らの責任と費用負担により、次の各号の事項を実施するものとします。

- (1) 甲は、乙より発行されるIDおよび甲運用窓口が甲利用者に発行するIDならびにこれに対応するパスワードの使用および管理について責任を持つものとし、甲によるIDおよびこれに対応するパスワードの使用や管理に起因した損害の責任は甲が負い、乙は一切の責任を負わないものとします。また、IDおよびこれに対応するパスワードの使用により発生した利用料金については、すべて甲の負担とします。
- (2) 甲は、甲端末環境に係るハードウェアおよびソフトウェアの保守を、甲の責任と費用負担にて行い当該甲端末環境を維持するものとします。
- (3) 甲は、乙が本サービスを円滑に提供できるよう、甲利用者に対する管理体制を確立することにより、第(1)号に基づくID、パスワード、その他権限などの厳重な管理の徹底を行うものとします。

8. 禁止事項

甲は、本サービス上で以下の行為を行わないものとします。

- (1) 乙もしくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- (2) 乙もしくは第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- (3) 乙もしくは第三者を差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、他者への差別を助長し、または名誉もしくは信用を毀損する行為
- (4) 詐欺、規制薬物の濫用、児童売買春、預貯金口座および携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく行為、または結びつくおそれの高い行為
- (5) わいせつ、児童ポルノまたは児童虐待に相当する画像、文書等を送信もしくは掲載する行為、またはこれらを収録した媒体を販売する行為、またはその送信、掲載、販売を想起させる広告を表示または送信する行為
- (6) ストーカー行為等の規制等に関する法律に違反する行為
- (7) 無限連鎖講(ネズミ講)を開設し、またはこれを勧誘する行為
- (8) 違法に賭博・ギャンブルを行い、またはこれを勧誘する行為
- (9) 違法行為(けん銃等の譲渡、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等)を直接的かつ明示的に請負し、仲介しまたは誘引(他人に依頼することを含む)する行為
- (10) 人の殺害現場等の残忍な情報、動物を虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を掲載し、または不特定多数の者にあてて送信する行為
- (11) 人を自殺に誘引または勧誘する行為
- (12) 「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」に基づく、当該事業の提供者に対する規制および当該事業を利用した不正勧誘行為の禁止に違反する行為
- (13) 選挙の事前運動、選挙運動またはこれらに類似する行為および「公職選挙法」に抵触する行為
- (14) 乙もしくは第三者に対し、無断で広告・宣伝・勧誘等のE-mailを送信する行為、嫌悪感を抱くもしくはそのおそれがあるE-mail(嫌がらせメール)を送信する行為、他者のE-mail受信を妨害する行為、または連鎖的なE-mail転送を依頼する行為および当該依頼に応じて転送する行為
- (15) 第三者の保有するコンピュータに対して多数回の接続行為を繰り返す行為、もって当該コンピュータを利用困難な状態におく行為
- (16) 本人の同意を得ることなく、または、詐欺的な手段により他者の個人情報を収集する行為
- (17) 本サービスにより利用しうる情報を正当な権限なく改ざんまたは消去する行為
- (18) 乙または第三者になりすまして本サービスを利用する行為
- (19) 第三者の設備、本サービス用電気通信回線、本サービス用電気通信設備、アクセス回線またはアクセスポイントに無権限でアクセスし、またはその利用もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
- (20) 有害なコンピュータプログラム等を送信もしくは掲載し、または第三者が受信可能な状態におく行為
- (21) 法令に基づき監督官庁等への届出、許認可の取得等の手続が義務づけられている場合に、当該手続を履行せず、その他当該法令に違反する行為
- (22) 上記各号の他、法令もしくは公序良俗に違反(暴力、残虐等)する行為、乙の信用を毀損し、もしくは、乙の財産を侵害する行為、または、第三者に不利益を与える行為
- (23) 上記各号のいずれかに該当する行為(当該行為を第三者が行っている場合を含む)が見られるデータ等へリンクを張る行為
- (24) 第三者に上記のいずれかに該当する行為をなさせ、または当該第三者の行為が存在することを知りながら適切な措置を講じることなく放置する行為

9. 免責

本サービスに関し、以下の各号の事由は乙の責に帰すべからざる事由(ただし、これに限らない)であり、乙は、当該事由に起因して甲に生じた損害についてはいかなる法律上の義務も負わないものとします。

- (1) 甲端末環境のトラブルおよび甲端末環境に起因するトラブル

- (2) 甲が他の電気通信事業者から提供を受けているアクセス回線のトラブルおよび当該回線に起因するトラブル
- (3) 本サービス用電気通信回線および本サービス用電気通信設備に対して第三者が故意に当該機能を破壊するトラブル
- (4) 甲が本仕様書第3項、第7項または第8項を遵守しないことに起因するトラブル
- (5) 甲が本サービスを利用することにより第三者との間で生じたトラブル
- (6) アプリストアの利用または利用不能に関するトラブル

10. 甲の個人情報の取り扱い

甲が本サービスを利用して登録(入力)する甲の取扱う個人情報については、甲自ら取扱うものであり、乙は秘密に保持する以外の義務を負わないものとします。

11. サービス終了時のデータの取り扱い

乙は、特段の合意なき限り、甲が本サービスに入力したデータおよびID・パスワードを解約日以降、乙サービス環境から削除するものとします。また、乙は甲のデータを保持・抽出・返却する義務を負わないものとします。

12. サービスの中断および停止

乙は、次の場合には、本サービスの提供を中断もしくは停止することができるものとします。この場合、乙は第5項第(2)号に定める方法であらかじめその旨を甲に通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。なお、乙は、これに起因して甲に生じた損害についてはいかなる法律上の義務も負わないものとします。また、本サービスの中断・停止による利用料の返還はされないものとします。

- (1) 乙サービス環境その他本サービス用設備の保守上または工事上やむを得ないとき
- (2) 乙が提供を受けている他の電気通信事業者の都合により、本サービス用電気通信回線またはアクセス回線の使用が不能なとき
- (3) 乙が本サービスを提供するために必要となる電気通信回線、電気通信設備またはアクセス回線に対し、第三者が故意に当該機能を破壊する場合、または、当該機能に支障をきたす行為を行ったとき
- (4) 天災地変、事故等により、本サービスの提供ができなくなったとき
- (5) その他、乙が本サービスの運営上または技術上、本サービスの一時的な中断を必要とした場合

13. 知的財産権の帰属

本サービスおよび本サービスに使用するソフトウェアの著作権は乙または第三者に帰属します。また、本サービスに関連して乙が甲に提供したドキュメントの著作権も乙に帰属しますが、甲は本サービスを利用するために必要な範囲で、それらのドキュメント(ただし、乙が秘密である旨表示したものを除く)の全部または一部を複製することができます。

14. 契約金額の発生

要綱記載の契約金額の発生は、以下のとおりとします。

- (1) 一括払契約金額の場合
一括払契約金額は、甲が検収を完了した日に発生するものとします。
- (2) 月額払契約金額の場合
月額払契約金額は、サービス実施開始日およびサービス実施期間中における毎月1日に発生するものとします。
- (3) 年額払契約金額の場合
年額払契約金額は、サービス実施開始日およびサービス実施期間中における毎年のサービス実施開始日の応当する日に発生するものとします。

15. 最低契約期間

- (1) 本サービスの開始日の属する月の初日から起算して6ヶ月目の末日までの間を最低契約期間とし、甲は最低契約期間中に本契約を解約することはできないものとします。
- (2) 前号に関わらず最低契約期間の満了前に甲が本契約を解約する場合は、当該最低契約期間の残余期間に相当する料金の全額を一括して直ちに乙に支払うものとします。ただし、天災、地変、戦乱、暴動その他、甲の責に帰すべからざる事由により、やむを得ず最低契約期間中に本契約を解約する場合はこの限りではありません。

16. 本サービスの機能改善

乙は、本サービスの機能改善の目的で乙サービス環境の機能改修・機能追加をする場合は、甲の承諾なく、乙自らの判断で実施できるものとします。その際、乙は第5項第(2)号の方法で甲に対して通知するものとなりますが、緊急止むを得ない場合は、この限りではありません。なお、当該機能改修・機能追加の結果、甲に生じた損害についてはいかなる法律上の義務も負わないものとします。また、甲の端末環境等の操作に変更が生じたとしても、乙はこれに対し何ら責を負わないものとします。

17. 情報セキュリティ

- (1) 乙は、乙サービス環境に対して、乙所定の情報セキュリティ防護措置を講じるものとします。情報セキュリティに関する乙の責任は当該情報セキュリティ防護措置を維持することに限られるものとします。乙サービス環境の内、甲コンテンツを保存および処理するために使用される全ての設備は、乙が自己の同種の情報を処理および保存する設

備以上の合理的なセキュリティ基準に準拠するものとします。乙は、情報セキュリティに関する問題が発生しないことを保証するものではありません。ソフトウェアを含む甲コンテンツの一部は、政府の規制に従う必要があるか、または、本サービスのためのサービス仕様書等の一部として乙が規定するセキュリティ措置以上のセキュリティ措置を要求されることがあります。この場合、甲は、まず、追加的に要求されるセキュリティ措置を講じ、要求に応じて当該措置を講じたことを証明しない限り、当該コンテンツを登録または提供してはならないものとします。

- (2) 甲は、乙サービス環境において動作するハードウェアまたはソフトウェアに、既知または未知のセキュリティ脆弱性が存在する可能性があることを了解するものとします。甲は、自己の責任において、甲固有コンテンツを不正アクセス等から保護するための暗号化技術の使用を含め、甲コンテンツの適切なセキュリティおよび保護を維持する措置を講じるものとします。甲は、自己の裁量で、本サービスに関連してアクセスまたは使用できるソフトウェアについて、当該ソフトウェアに対してライセンスまたはその他の第三者により提供される修正ソフトウェアの適用およびその他潜在的脆弱性を軽減するための必要な措置を講じるものとします。甲が乙サービス環境に第三者による攻撃または不正行為があったと疑いを持った場合、甲は、ただちに乙に対して通知すると共に、当該攻撃または不正行為への対策に必要な範囲で、乙に協力するものとします。乙は、脆弱性が乙サービス環境において生じる場合、当該脆弱性を回復するための合理的な努力を行うものとします。
- (3) 甲コンテンツは、サービス仕様書において規定された、またはデータの流れをマッピングする際に甲担当者との間で別途合意された、もしくはその後書面により当事者間で合意された地域において接続可能な仮想サーバを利用して、ホスティングされ、またアクセスされるものとします。
- (4) 甲は、本サービスにアクセスすることによって、以下の各号について理解し同意したものとします。
 - a. 乙が本サービスの提供のために設置する乙の設備等に対してまたはこれを利用して不正侵入を試みる通信、乙の設備等の破壊を試みる通信、および本サービスの利用不能等を試みる通信等（以下総称して「攻撃的通信」という）を検知するため、乙が、乙の設備に侵入検知システム（以下「IDS」という）を設置することができること
 - b. 乙が、IDSを通じて、乙の設備等に対してまたはこれを利用してなされる通信が攻撃的通信であるか否かを判断するために、乙の設備と外部との通信および乙の設備を用いた通信の内容を確認することができること
 - c. 乙が、IDSにより得られた攻撃的通信の記録の集計および分析を行い、統計資料を作成し、本サービス、乙環境ならびに乙の製品およびサービスの安全性向上等のために限定して利用および処理することができること
 - d. 乙が、作成した統計資料を、情報セキュリティの研究、開発、改善、啓蒙またはその他の目的のために、（契約者およびそのデータの脆弱性の程度を特定されない程度まで）匿名化した上で公表することができること

18. 甲コンテンツ

- (1) 本仕様書において許諾された場合を除き、乙は、アクセス制御機能が施された甲コンテンツ（以下「甲固有コンテンツ」という）について、甲の同意なく、アクセス、閲覧または利用しないものとします。
- (2) 本仕様書に同意することにより、甲は、乙が、次の各号のいずれかに該当する場合、甲固有コンテンツについてアクセスおよび閲覧（本項の目的のために、第三者に対して開示することを含む）することができることについて合意するものとします。
 - a. 本サービスの利用量計算および本サービスの維持等、本サービスの運用に必要な場合
 - b. 本サービスの契約を履行するために必要な場合
 - c. 甲固有コンテンツについて第三者からの不遵守または侵害の申立への対応を含め、適用される法令を遵守するために必要な場合
 - d. 監査または行政上もしくは刑事上の捜査のために必要な場合で、甲固有コンテンツの閲覧が、管轄権を有する当局から明確に命令された場合、適用される法令もしくは規則に基づき強制された場合、または乙もしくはそのグループ会社を対象とする規制官もしくは規制当局から要求された場合
 - e. 甲が書面により明示的に承認した方法に従う場合

19. 本サービスの提供終了

- 乙は、本サービスの提供を終了する場合、甲に対し事前に通知のうえ、本サービスの全部または一部を終了できるものとします。
- (1) 乙は本サービスの提供を終了する日の30日前までに、本サービスのAZCLOUDサポートサイト上にその旨を掲載するものとし、そのことにより甲に通知したものとみなします。
 - (2) 乙は、本サービス終了の理由の如何を問わず、本サービスの終了により甲に生じた損害についてはいかなる法律上の義務も負わないものとします。

20. 損害賠償責任

一般条項およびサービスに関する条項にかかわらず、本サービスに関し

て乙が本契約に従い甲に対して負う損害賠償責任の金額の限度は、次のとおりとします。

- (1) 一括払サービスの場合 契約金額相当額
- (2) 月額払サービスの場合 損害を与える原因となった月額払サービスの月額契約金額の1か月分に相当する金額
- (3) 年額払サービスの場合 損害を与える原因となった年額払サービスの年額払契約金額の12分の1に相当する金額。なお、1円未満の端数が生じた場合には、当該端数は切り捨てるものとします。

21. 特則

本規定は、本契約、本サービス仕様書、機能説明書等についての特約を定めるものであり、他の契約条項に優先して適用されるものとします。

- (1) 甲は、本サービス上で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に定める個人番号を内容に含む電子データを送信もしくは掲載する行為を行ってはならないものとします。
- (2) 本サービスは日本国内において提供されるもので、日本法に準拠するものとします。海外において、本サービスに対して海外法に基づく問い合わせ、クレーム、損害、トラブル等が発生した場合には、契約者がこれらに対応することとし、当社は一切責任を負わないものとします。

以上